

令和7年度 老人福祉施設実地指導監査 主な指導事項一覧

項目	指導事項	ポイント
運営規程	運営規程の記載事項が実態と相違している。	運営規程の記載内容は実態に即した内容とし、記載内容に相違がないかを定期的に確認するなど、常に整合を図るようにしてください。 なお、運営規程を変更する場合は、あらかじめ寝屋川市に届け出てください。
設備	ブザー（ナースコール）が確認できない居室があった。	複数の居室において、ブザー（ナースコール）が取り外されていましたが、居室にはブザー（ナースコール）又はこれに代わる設備を設ける必要があります。
研修・訓練の実施	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練について実施していない。	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止については、研修だけでなく訓練についても定期的（年2回以上）実施する必要があります。
	業務継続計画に係る必要な訓練が必要回数行われていない。	業務継続計画に係る訓練においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう定期的（年2回以上）実施する必要があります。
勤務体制の確保	辞令等によって、当該施設における医師であることが明確に位置付けられていない。	職員の勤務体制については、辞令等の書面により明確に定める必要があります。
秘密保持	従業員又は従業員でなくなったものに対して、業務上知りえた利用者及び利用者の家族の秘密を漏らさないための必要な措置がとられていない。	従業員又は従業員でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決める等、必要な措置を講じてください。なお、派遣労働者や嘱託医の場合も措置を講じる必要があります。